

## ●鞍馬寺經塚遺寶

田澤 金吾編著

洛北鞍馬の寺に保管せられる所の、國寶の經塚遺物を見るものは、誰れしもその尠大な數量と、特殊な遺寶に就いて嘖稱せざるを得ないのであるが、今度田澤金吾氏によつて之が報告を公にされた。而もこの多數の遺物を取扱つて、比較的短時日の間に、美濃大判形百二十餘頁の本文と五十餘枚の圖版に手際よく纏められたことは、その勞苦を推すると共に、吾々は著者に多大な敬意を表するものである。

本書はその内容を五章に別ち、先づ第一章序説に於て、鞍馬寺經塚の特異性を述べ、次に明治十一年以降昭和六年に至る間の四回に亘る發掘の經過を叙して第二章とし、第三章には本經塚の構造に就て記載せられてゐる。即ち本經塚の現在としては、その正確な構造を究知し得べき資料、乏しいけれども重要埋納品は、近所の花背經塚に於けると同様な状態が推知せられ、多くは小石室に納められてゐたと覺し、併し之は後より埋納が行はれる風習のあつた爲に、尠からず當初の状態に變化を來した場合をも考へるべきこととも指摘せられてゐる。第四章に於ては遺物を説き、之等出土の遺寶が本邦經塚研究の上に、寄與することの頗る多大な理由は、綿密な調査と氏一流の銳利な考察により、遺憾なく提示せられるのみならず、類例の少い寶塔や、紀年の確かな、而も願文を添へて刻した經筒等は、益々資料としての價值を高めるものがある。最後に結論たる第五章

は、その第一節では經塚營造年代の上限を、保安元年記銘の銅製經筒の存在に基き、之を最も據るべきものとすべし、佛像中には奈良朝、乃至は藤原初期と推し得られるもの、並に他にも亦この時期を前後した時代の遺物も多いから、結局保安元年なる紀年に依據することの、蓋然性が認められるとなし、鞍馬寺經塚の草創は概れこの時代を多く隔てないであらうと推定された。そしてこの經塚、即ち埋經の地域では、營造の初めから絶えず經典や器物の追納が行はれ、室町時代に繼續してゐるらしいこと、他面出土遺物の種類により、埋納品による時代觀念を論じ、更に進んで室町時代以後には、經塚としての本質的な意義から轉じて、經塚の存在する地域に、一種の靈域的な信仰の有つたことを擧げ、第二節では主として第一節の推論を支援すべき材料として、鞍馬寺に對する一般の民間信仰、並に本經塚との關係を説いて結論を終つてゐる。

以上私は田澤氏からの勞作に對して、寔に拙い紹介を敢てしよく著者の意を忖度し得ない點もあらうが、これは宥恕を乞ふこととして、最後に附け加へて置きたいのは、遺寶の出土状態がすべて詳細を缺く點に就て、その記述を讀み且つ註第九(第二章)を参照するとき、私は田澤氏の記されなかつた紙背の意味を考へざるを得ないのである。

云ふ迄もなく昭和六年の發掘は、その機會はたとへ本堂の擴張工事に基くものと云へ、既にこの地域は遺物の埋納が豫期せられてゐた以上、最初の遺物出土に際し、寺としては周到な

用意があつて欲しかった。この貴重な鞍馬寺經塚遺寶にして、今少し出土の状態を明かにしたならば、如何に錦上華を添へるであらうかと思ふとき吾々は大きな遺憾を感じるのである。(本文二二頁、圖版五四葉、和裝幀入、鞍馬寺發行)(末永)

●臺北帝國大學文政學部紀要 第二卷第一號

——新港文書——

一六二四年和蘭人がAnson島に占據して後、程なくその對岸臺灣本島新港社の蠻人達ほかの國の宣教師からローマ字を以て彼等の土語を寫取ることとを教へられた、一時は近隣の諸蠻社に亘つて幾つか學校が建てられ、百人を超える學生達がそこに學んでゐた。その結果として彼等は、彼等と最も交渉の多かつた支那商人との間に彼等の土語を以て賣買や土地貸借の契約の文書を遺すこととなつた。それらの多くは別に同趣旨の漢文を紙の他半面若しくは土語と隔行交互に、添へてゐるので、その文意の大様をほぼ推知することが出来る。かゝる文書の今日までに發見せられ諸種の報告によつてその存在を知られてゐるのは凡て百四十一通を算するが、最近臺北大學の村上直次郎博士は非常なる努力を以て、之が本文の蒐集に努められ、漸くその百一通を茲に本紀要の一冊として校訂出版されることになつたのである。

この文書に用ひられてゐる言葉は臺灣の一方言ではあるが、今日既に死語として新港社の部族民にさへも理解せられず、漢

文との對照によつて其意味を知りうる極少數の言葉の外には今日までに知られてゐる三種の語彙によつて判讀するの外はないその事の如何に困難なるかはおよそ想像に餘りがある。併しなからそれを明にすることは單に言語學上一新資料を加へ若しくはたゞ西洋文明東漸史の一小事實を明にすることとゞまるものではなく、一つの民族が優秀なる文明に接して生じうるあらゆる場合に就いて、唯歴史のみが爲すことの出来る貴い一つの實驗の結果を、人はそこに讀取るべきであらう。實に我々の祖先達も亦嘗て異國の僧侶によつて我々の國語を文字に寫すことを教へられ、漢文を以て彼等相互の契約書を認めたのであつた。人はこれら蠻人達の署名の下に記された略華押のいかばかり我國中世の文書に見える百姓達のそれに類似するかを見るだけでも微笑を以てこの文書を手にし得るであらう。(序文解説(英文)一五頁、文書本文一二四頁、附錄臺灣語語彙等一〇四頁、圖版一六葉、臺北帝國大學文政學部發行、丸善取扱)(柴田)